

令和6年第14回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和6年11月25日（月）午前9時30分
2. 開 会 令和6年11月25日（月）午前9時30分
3. 閉 会 令和6年11月25日（月）午前10時10分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 学校教育部長・内山美智子
学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・本多章博 生涯学
習推進部次長・堤下栄基 教育総務室長代理・草野将明 まなび
舎整備課長・大隅昌之 指導課長・花田睦美 まなび未来課長・
坂元智紀 学務保健課長・出村公一 学校給食センター所長・佐
伯尚之 社会教育課長・西口香苗 青少年育成課長・真鍋成史
社会教育課長（文化財）・福田道正 図書館長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 報告第 9号 教育長の報告について
議案第 29号 令和7年度交野市立小学校、中学校
及び義務教育学校教職員人事に関
する基本方針について
7. 議事内容

堤下室長代理 皆さま、おはようございます。
それではただ今より第14回教育委員会定例会を開催いたしたいと思います。
教育長、本日の会議進行のほどよろしく願いいたします。

北田教育長 はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

堤下室長代理 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。
同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。
次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。
本日、傍聴希望が2名ございますので、傍聴を許可したいと思います。事務局、準備をお願いします。
それではただ今から、令和6年第14回教育委員会定例会を開催いたします。
まず、日程1「会議録 署名委員 指名」を議題といたします。
会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、長谷川教育長職務代理者を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、本日は協議会も含め、ただ今から10時30分までといたします。

それでは、報告第9号「教育長の報告について」、報告事項1「令和6年第6回議会(定例会)提出議案に対する教育委員会の意見について」を議題といたします。

説明をお願いします。

堤下室長代理 教育長の臨時代理について説明させていただきます。教育長の臨時代理として対応させていただいたのは、令和6年第6回議会定例会に提出予定の「交野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」、「交野市施設使用料条例の一部を改正する条例について」及び「令和6年度交野市一般会計補正予算(第6号)について」でございます。この3案件につきましては、先日11月21日に議会運営委員会にて、本会議での取り扱いが諮られたものでございます。教育に関する事務につきまして、議会へ提案する議案を作成する場合は、地教行法第29条の規定により、市長から教育委員会へ意見を求められます。意見を求められた場合は、教育委員会にお諮りし、意見を回答するところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、内容を確認のうえ3案件について「意見なし」として教育長の臨時代理とさせていた

だいたものでございます。

1点目「交野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」ですが、これまで総合教育会議で市長との協議調整してまいりました生涯学習分野の市長部局への移管に関する条例の制定でございます。

スポーツ・文化・文化財の保護等に関する事務を市長が管理・執行することにより、地域振興施策や子ども子育て施策との連携強化を図り、双方の施策効果の向上や、老朽化が進む社会教育施設対策を効率的・効果的に進めるために条例を制定するものでございます。

2点目「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について」でございますが、こちらにつきましては、10月の定例教育委員会にて、条例の一部改正について市長へ申し出ることにについてをご可決いただいたものでございます。改正の内容につきましては、令和6年度より屋内運動場の空調設備が設置されることから、新たに空調設備の使用料を1時間500円として定めるため、交野市立学校施設使用条例の一部を改正するものでございます。

次に、「令和6年度交野市一般会計補正予算(第6号)について」主なものについて説明させていただきます。

予算書の後に付いている参考資料を用い説明します。

資料1ページをご覧ください。

武道館改修工事設計業務は、複数回入札不調となっており、市場調査による実勢と設計積算額に乖離があることから、再度設計による発注を行うため、予算総額を補正するものです。

なお、再度の発注で納期が年度をまたぐため、補正後の予算全額について繰越明許費を設定しております。

資料2ページ、「交野市立小中学校トイレ1系統大規模改修設計業務委託」と3ページの「交野市立星田小学校ほか3校屋内運動場空調設備設置設計業務委託」は今年度から業務委託を開始し、翌年度の予算編成時期に成果品を間に合わせる必要があります。

すことから、債務負担行為を計上しております。

資料4ページ、「交野市立倉治小学校ほか1校屋内運動場空調設備設置工事及び工事監理業務」は、工事においては前払い金を加味した歳出補正予算と、債務負担行為を計上し、工事監理業務においては債務負担行為だけを計上しております。

資料5ページ、「交野市立旭小学校需要本支管工事負担金」は、同校の屋内運動場の空調設備設置工事に先駆けてガス事業者によるガス管敷設の協定締結をする必要がありますことから、工事の工期を考慮しますと令和6年度中に契約が必要なため、債務負担行為を計上しております。

6ページ、屋内運動場空調設備設置に関するスケジュールを添付しております。

資料7ページ「交野市立岩船小学校プールサイド改修工事」については、令和7年度のプール授業までに改修工事を完了させる必要がありますことから、令和6年度中に契約し、前払いが必要なため、この12月議会にて歳出の補正予算と次年度の債務負担行為を計上しております。

資料8ページ、「交野市立妙見坂小学校プール水槽改修工事」も同じ理由で歳出補正予算と債務負担行為を計上しております。

次に交野みらい学園にかかる業務委託が3つございます。

資料9から11ページ、「交野市立交野みらい学園昇降機保守点検業務委託」、「交野市立交野みらい学園人的警備業務委託」、「交野市立交野みらい学園特定建築物環境衛生管理業務委託」は、新たに令和7年4月に開校する学校に対する業務委託であり、業務の性質上既存の小中学校と同一契約できないものであることから、これらの契約を行うための債務負担行為を計上しております。

資料12ページ「GIGAスクール構想ICT環境整備(端末更新)事業」は、GIGAスクール構想に基づき、令和2年度に整備した1人1台端末の更新にかかる業者選考を今年度中に実施し、令和7年度に調達、令和8年度から令和12年度まで活用できるよう、

債務負担行為を計上しております。

資料 13 ページ「交野市立小中学校、義務教育学校及び認定こども園における雑巾の購入事業」は、令和 7 年度使用分を 3 月頃に各校、園に配布する必要がありますことから、令和 6 年度中に契約が必要なため、補正予算を計上しております。

資料 14 ページ「交野市立中学校、義務教育学校の教科書採択に伴う教師用教科書・指導書整備」は、今年度に、中学校、義務教育学校の令和 7 年度使用教科書の採択替えを行いましたことから、令和 6 年度 3 月中に教職員へ配付する必要があるため、補正予算を計上しております。

また、資料はございませんが、学務保健課では、児童生徒の健康診断を学校保健安全法施行規則の規定により、6 月末までに完了する必要がある、各健診を 4 月当初から業務を開始する必要がありますことから、「交野市立小中学校、義務教育学校の児童生徒健康診断」の債務負担行為を計上しております。

資料 15 ページの「総合体育施設における交野みらい学園のプール授業実施に係る備品整備」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日より、交野みらい学園のプール授業を総合体育施設で実施するに際し、安全面を確保するため、必要となる備品の購入について、補正を行うものです。

具体的にはプールフロア及び全身ドライヤーを購入予定です。

プールフロアに関しましては、プール内に設置して水深を浅くするための器具であり、子供たちがプールを安全に使用できるようにするために設置予定です。また、全身ドライヤーに関しては、寒冷時期（プールの利用時期は 5 月～11 月）に、身体等を効果的に乾燥させることで、体調不良等を防止するために購入いたします。

資料 16 ページの「給食物資費予算の増額」は、児童生徒の成長に必要な栄養価を確保し、学校給食の目的を実現する献立を提供するにあたり、給食物資費の昨今の物価高騰により、3 学期分の食材を購入する予算に一部不足が生じるため、補正するもので

ございます。

以上、教育長の臨時代理についての説明でございます

北田教育長 「交野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」ですが、これは11月1日の総合教育会議の市長と皆さんの意見交換の中で生涯学習部門を教育委員会から本庁の市長部局に移管というお話がありましたが、これに関する条例の制定をするものでございます。一定の意見交換をその時にされたので特段ご意見もないかとございますが、質疑等ございましたらお願いします。

中山委員 念押しで、教育委員会との関係で放課後児童会とか切っても切り離せないところもあるので、こちらの方は常に確認しながら条例を進めていただけたらと思います。

北田教育長 他にございませんか。
なければ2点目の「交野市施設使用料条例の一部を改正する条例について」、これも先月の定例会で、体育館の空調設備に伴い空調代ということで1時間につき500円ということでご承認いただきましたが、それを条例として上げるというものです。
ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

各委員 質疑なし

北田教育長 なければ3点目の「令和6年度交野市一般会計補正予算(第6号)について」12月議会には補正予算が上がるんですが、そのうちの教育委員会関連のものです。大部分が来年度4月からスタートしたいということで債務負担ということで予算の確保というものが多いんですけども、武道館の改修工事は今年度中に事業の完成が難しいので、来年度に繰り越すというものです。
最後の給食費の増額につきましては、冒頭で三学期の食材購入

に対して増額の補正ということで、先ほど教育総務室の方から説明がありましたが、確認でも結構ですし、ご質問とかご意見ありましたらお願いします。

長谷川教育長職務代理者　確認になるかと思いますが、最後の給食費増額の補正予算についてです。やはり昨今の物価高騰に伴って、今までも多分あらゆる工夫を重ねてきてくださったと思うんですけども、今回こういうことになっているということで、我々の解釈としては工夫を重ねた上で、さらに給食の質を落とさないための増額の補正予算だと解釈してよろしかったでしょうか。

出村所長　おっしゃるとおりでございます。給食センターの方としては献立の方を工夫しながら食材も確かなものを選びながら、その中で質も保ちながらということで進めてまいりましたが、予算の方を値上げさせていただいております。

北田教育長　先日もメロンパンを出していただきましたが、食材費の高騰で難しいところを、いろいろ工夫しながらしておりますが、ただ、それを上回る物価の高騰がありまして、今回増額補正させていただいております。

秋山委員　一連のこの改修であったり設計に関してですが、記載の負担行為を設定するということで予算を確保ということでされていると思うんですけど、業務の委託先はすでに決定しているんでしょうか。

北田教育長　基本的に予算確保しといて、新年度始まるまでに入札とか契約をしたいということです。今後議会でこの補正予算が可決されたら年度内にその手続きをしたいということです。

秋山委員　それについて、武道館でも市場調査と実勢との乖離で入札不調

が続いたということがあるので、学校のことにに関して子どもたちのいろんな学校生活に関係することなので、このへんの市場調査と実勢の設計積算額を解離するのではなく、できるだけちゃんと実勢に近づけたかたちで検討して、こういった入札の不調というのを避けるようなかたちで進めていただけたらと思います。

北田教育長 入札不調につきしては議会でもご意見いただきまして、今年度はこれに限らず様々な事業が不調になっています。これは他市でもそうです。今仕事も人手不足もそうですし、なかなか入札で不調が多いんですけども、それはおっしゃるように市の事業ですので市民の皆さんや子どもたちに影響ないようなかたちでできるだけ進めたいと思っております。

 他にございませんか。

甲斐委員 今の件で武道館改修工事の予定している内容を簡単に教えていただけますか。

佐伯課長 武道館の方ですが、床、トイレ、シャワールームとあります。

 それぞれが、今まで中規模的な改修もしてきませんでしたので、また今後指定避難所にも当てられている施設ですので、そういったところで、トイレ、シャワー、体育館の床、空調、そういったところを見直していくところでございます。

甲斐委員 特殊な内容ではないですね。

北田教育長 特殊な内容ではないんですが、なかなか年度途中の入札っていうのは非常に不調が多くて、どの市も苦労しているところです。

秋山委員 15 ページ、市立総合体育施設における交野みらい学園のプール授業実施に係る備品整理のところですが、全身ドライヤー 10 台ということで上がっていますが、10 台というと結構場所を取

るので、効率的な乾燥室をちゃんと確保してなかったら、せっかく購入したものが効率的な使用ができないと思うんですけど、そこらへんはきちっとされての、この10台というかたちでしょうか。

佐伯課長 いきいきランド既存施設の方には、一応採暖室というものが設けられています。学校事業の方でそちらの方をどういうふうに活用するかまでは明確なところは存じ上げないんですが、まずこの全身ドライヤーの方も各個人がどのように使われるかということもございます。そういったところでまずは10台、男女それぞれ合わせて10台というところで購入しているところでございます。

秋山委員 例えばこれが少ないとなったら、今後また増やしていったりというのも視野に入れた10台ということでもいいんでしょうか。

佐伯課長 電気製品になりますので、その部屋で確保できる電気容量ということになりますが、必要に応じてそういった電気工事も含めながら、こういった備品の新たな購入っていうのも検討の一つと考えております。

北田教育長 これは別に交野みらい学園だけとは違って、市民の方も使えるものです。

秋山委員 市民も使うかたちになるんですか。

北田教育長 はい。
交野みらい学園については、休館日のプール使用になりましたので、部屋の的にも着替えの場所も他の会議室も可能かもしれませんし、先ほどおっしゃった部屋の広さとかも考えると子どもたちに制限はないかと思います。

秋山委員 子どもたちの事業に使うものを市民の方も使用されるというところにちょっと引っかかりを感じて、一応備品は傷みとか使用方法とかそういったものにいろいろ関連するので引っかかったんですけど、そのへんは大丈夫なんですか。

西岡部長 もともと総合体育施設が市民利用の施設ですので、備品として備え付けたものを児童用なので使ったらいけないとはなかなか言いにくいところもございます。先ほど言われた採暖室にも備え付けがあります。そこは市民の利用もありますので、そのための火曜日の定休日、休館日の時に使ってもらうことで、採暖室の全身ドライヤーも使ってもらえるというところになっています。それを見ながら増設が必要なら課長が言いましたように電気容量の関係もございますので、増設可能なら増設していくという考えを持っております。

北田教育長 他にございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項1「令和6年第6回議会(定例会)提出議案に対する教育委員会の意見について」を終わります。

続きまして、議案第29号「令和7年度交野市立小学校中学校及び義務教育学校教職員人事に関する基本方針について」を議題といたします。

担当課お願いいたします。

大隅課長 本市で作成いたしました学校教職員に関する基本方針（案）としているもの、続いて、その留意事項（案）としているもの、最後に参考と書かせていただいています大阪府の資料があります

が、取り扱い要領の 3 種類ございます。それではご説明いたします。

本市の小中学校の教職員の人事につきましては、毎年度当初に同一学校の勤務年数の年限に応じまして、配置換えを実施しているところです。

教職員の配置・異動については、今からご説明いたします基本方針を根拠としております。

本市で作成いたします「令和 7 年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針（案）」は大阪府教育委員会の「令和 7 年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」を基に作成することとしております。

大阪府の人事取扱要領には教職員人事について重点となる事項が記載されており、過欠員の調整を行うこと、教職員構成の適正化を図ること、学校の活性化を図る人事を推進すること等について記載されております。

昨年度分からは、1 点変更がございました。1 ページめの下段 1 (6) 異動の対象者の②新規採用者以外の者の異動年限について、現行では、現任校において 6 年以上勤務する者、ただし最長 10 年を目途とする、とされているものが、現任校において 5 年以上勤務する者、ただし最長 9 年を目途と変更されました。

なお、異動の年限については、大阪府からは、3 年をかけて段階的に引き下げられると聞いており、基は 7 年以上 10 年を目途とされているものが、来年度の取扱要領においては、4 年以上 8 年を目途に変更されると聞いております。異動による学校現場の活性化を図るため本市でも同様の対応を行いたいと考えております。

この大阪府の取扱要領に基づき、「令和 7 年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針（案）」を作成いたしましたのでご覧ください。

1 「教職員の人事」の(1)をご覧ください。教職員の人事につきましては、いわゆる義務標準法に基づいた定数を勘案した上で

計画的・適正な配置を行います。

(2)(3)に示しておりますとおり、教職員の構成については、性別、年齢別、教科別等の配置の適正化を図り、また、校長の学校経営ビジョンと教職員の意欲や専門性を鑑み、適材適所の配置を進めてまいります。なお学校種には義務教育学校を追加しております。

(4)の同一校における勤務が相当長期にわたる者の具体的な勤務年数に関しては、学校の活性化を推進するため全員から異動希望を募るが、同一校における勤務が長期にわたる者については計画的に異動を行います。具体的に年限については、後ほど触れます。

(5)につきましては、9年間を見通した教育を推進しておりますことから、「広域的な人事異動」に加えまして、「校種間異動」を積極的に推進することとしております。

2の「校長及び教頭の人事」については、義務教育学校に配置予定である副校長を追加いたしました。なお、義務教育学校である交野みらい学園には、校長を1名、副校長を1名、教頭を2名配置予定です。

3の「女性教職員の人事」につきましては、昨年度から文言の変更はございません。

引き継ぎまして留意事項（案）の資料をご覧ください。

まず、文言の説明といたしまして、1の③チャレンジ人事交流と書いてありますが、こちらは経験の浅い教職員を2年を目途として年限を定めて北河内地区内で人事交流を行うというものです。こちらは年限が過ぎますと、必ず本市にまた戻ってくるという交流でございます。こちらの留意事項につきましては、昨年度から1点変更しております。4の4行目です。先ほど申し上げましたとおり、新規採用者以外のものについての年度については5年以上勤務するものは9年を目途として計画的に移動等行うというふうに変更しております。

こちらのみが昨年度からの変更となります。

以上でございます。ご承認をたまりようお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。教職員の人事につきましては、大阪府の人事取扱要領それに基づいてしていますが、それに基づいて市としても基本方針を策定しております。今回ご承認いただきましたら、その基本方針に基づきまして、今年度また来年度当初の人事異動とさせていただきますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

では、質疑ありましたらお願いします。

秋山委員

今年は交野みらい学園が設置されるので、教科担任制になると聞いております。

4月に定数をきちっと満たしたかたちで、必要な教員数がしっかりと揃っていくようなかたちで、これが一番難しいと思いますが、その確保するためになるべくその教員体制っていうのをしっかりと検討された上で、早めの教員確保に対する動きが必要になってくると思います。例えば教師養成講座や各大学などへの働き、こちら側からも含めてのそういった動きも含めて、できるだけ4月にきちっとした交野みらい学園含む他の学校でもスタートができるようなかたちで、担当課の努力は頭が下がると思うんですが、よろしくお願いしたいと思います。

北田教育長

先週も府の方に教育長教育会議で要望に行ったんですけども、おっしゃるように教職員が満たされるのは一番大事ですので、そこは府の方にも要望しておりますし、担当は基本4月1日には欠員が出ないようにということで、前もって準備してくれておりますので、そのへんはおっしゃるように一番大事なところだと思いますので気を付けて進めてまいります。

他にございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 それではお諮りいたします。議案第 29 号「令和 7 年度交野市立小学校中学校および義務教育学校教職員人事に係る基本方針について」原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって本件につきましては、原案のとおり承認されました。

以上もしまして、令和 6 年第 14 回教育委員会定例会の案件は終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第 20 条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委 員 _____